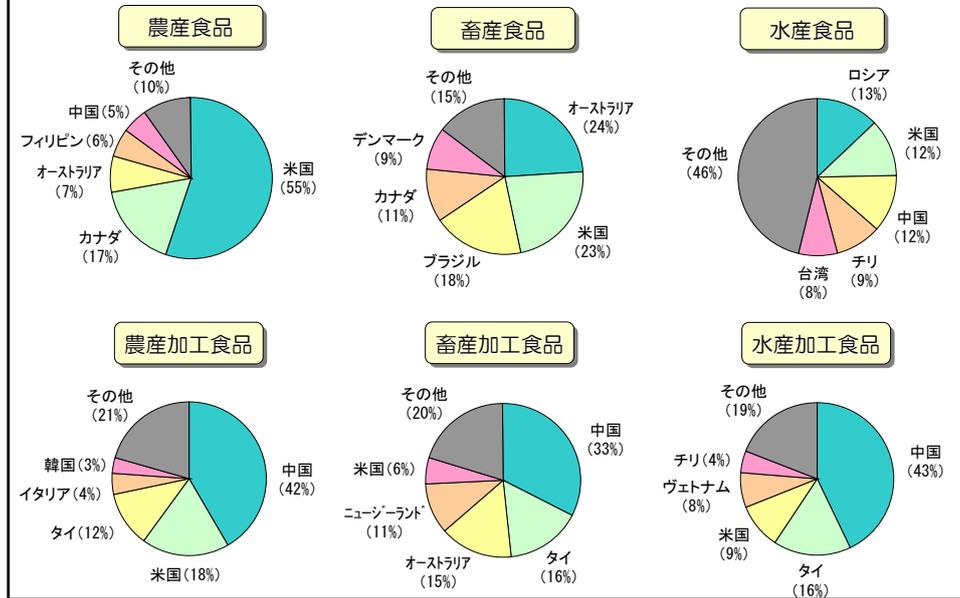
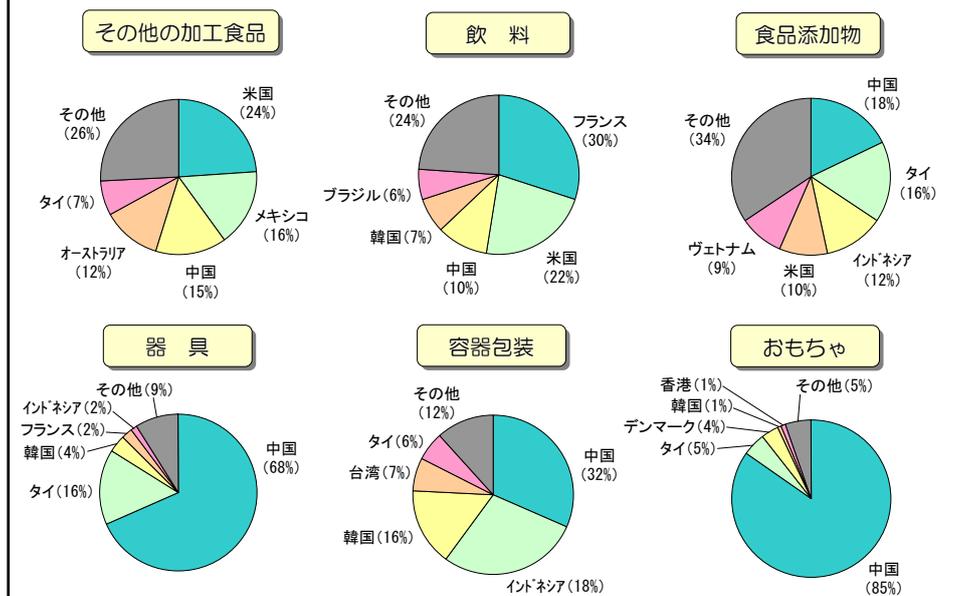


## 食品別輸入量上位5ヶ国 ① (平成19年度)



## 食品別輸入量上位5ヶ国 ② (平成19年度)



## 輸入食品の安全確保に関する法規制 と関係者の責務 ①

### 食品安全基本法（平成15年法律第48号）

#### ❖ 第4条 食品供給行程における適切な措置

食品の安全確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない。

#### ❖ 第6条 国の責務

国は、前3条に定める食品の安全性の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### ❖ 第7条 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念のっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### ❖ 第8条 食品関連事業者の責務

食品の・・・、輸入、・・・を行う事業者は基本的理念のっとり、自らが食品の安全確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じる責務を有する。

## 輸入食品の安全確保に関する法規制 と関係者の責務 ②

### 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

#### ❖ 第2条 国及び都道府県等の責務

国、都道府県、地域保健法第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

② 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

③ 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に対し前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

#### ❖ 第3条 食品等事業者の責務

食品等事業者は、その・・・、輸入し、・・・又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 残留農薬等のポジティブリスト制度

基準が設定されていない農薬等が  
一定量を超えて残留する食品の  
販売等を原則禁止する制度

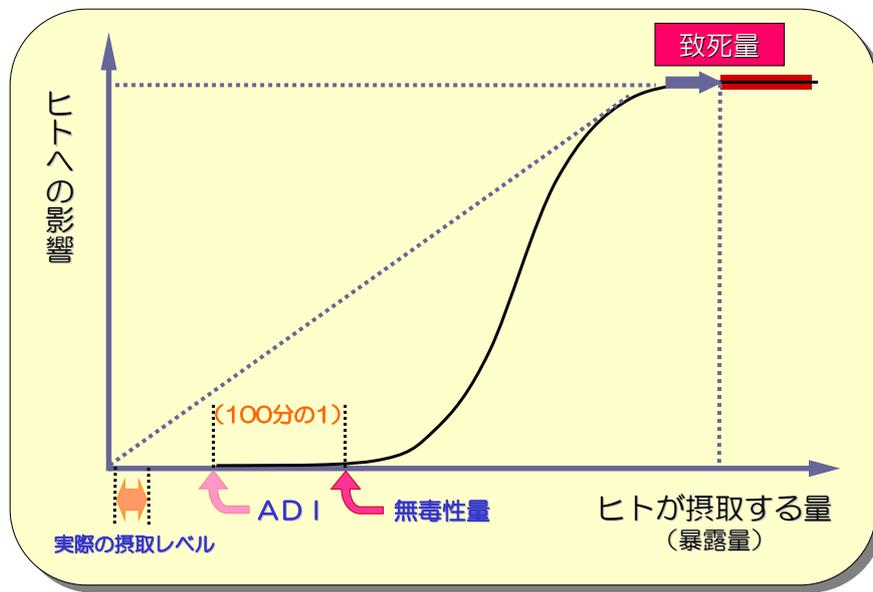
※「食品衛生法等の一部を改正する法律」  
(平成15年法律第55号、平成15年5月30日公布)

平成18年5月29日施行

## 農薬の残留基準の設定方法

- ❖ 日本人が一日に摂取する食品中に含まれる残留農薬を推定し、その合計が **ADI (一日許容摂取量)※1** の**80%を超えない範囲で基準を設定※2**
  - ※1 ある物質について、人が生涯その物質を毎日摂取し続けたとしても、健康に対する有害な影響が現れないと考えられている一日当たりの摂取量。  
動物による毒性試験から、有害な作用の認められない量（無毒性量）を評価し、安全係数（通常は種差、個体差それぞれ10）を考慮して設定する。
  - ※2 水や大気など食品以外からの農薬摂取の可能性を考慮。
- ❖ 国民平均だけでなく、**幼少児、妊婦、高齢者も考慮**
- ❖ 農作物によって毎日摂取する量、栽培に必要な農薬の量が異なることから、**食品ごとに基準を設定**

## 摂取量と人体への影響の関係



## ポジティブリスト制度を踏まえた 検査体制の整備

### ❖ 検疫所の食品衛生監視員の増員

H17: 300名 → H18: 314名 → H19: 334名 → H20: 341名

### ❖ 検査機器の増設

### ❖ モニタリング検査項目の拡充

検査項目	検査項目数 (概数)			
	H17	H18	H19	H20
残留農薬	200	450	500	510
残留動物用医薬品	40	110	130	140

## 残留農薬等モニタリング検査項目の選定方法

- ❖ 毒性の高い農薬
  - ◆ 許容一日摂取量（ADI）が低い（ADI）
- ❖ 汎用性が高い農薬
  - ◆ 国内外で基準値が設定されている品目数が多い（品目）
  - ◆ 我が国に輸入量の多い農産食品に使用された割合が高い（使用）
- ❖ 検出頻度の高い農薬
  - ◆ 過去の輸入時検査における検出頻度が高い（検出）
  - ◆ 検査命令の対象項目になっている（命令）
  - ◆ 諸外国における検出頻度が高い（外国）
- ❖ 一斉分析法により測定可能な農薬（一斉）

（例）野菜の農薬検査項目の選定（平成20年度モニタリング計画）

農薬名	ADI(順位)	品目(順位)	使用	検出	命令	外国	一斉	優先順位
アルドリル・ディルドリル	0.0001 (11)	69 (1)			○		○	1
カロルリル	0.01 (233)	69 (1)		○	○	○	○	51
タミド	0.004 (142)	67 (149)	○	○	○	○	○	82

## ポジティブリスト制度に基づく違反状況 （平成20年4月～9月）

分類	基準	違反件数
残留農薬	新基準	75
	一律基準	101
	不検出基準	0
	従来基準	10
	合計	186
残留動物用医薬品	新基準	10
	一律基準	0
	不検出基準	63
	従来基準	3
	合計	76

（参考）  
ポジティブリスト制度  
施行前後の1ヵ月間の  
平均違反件数

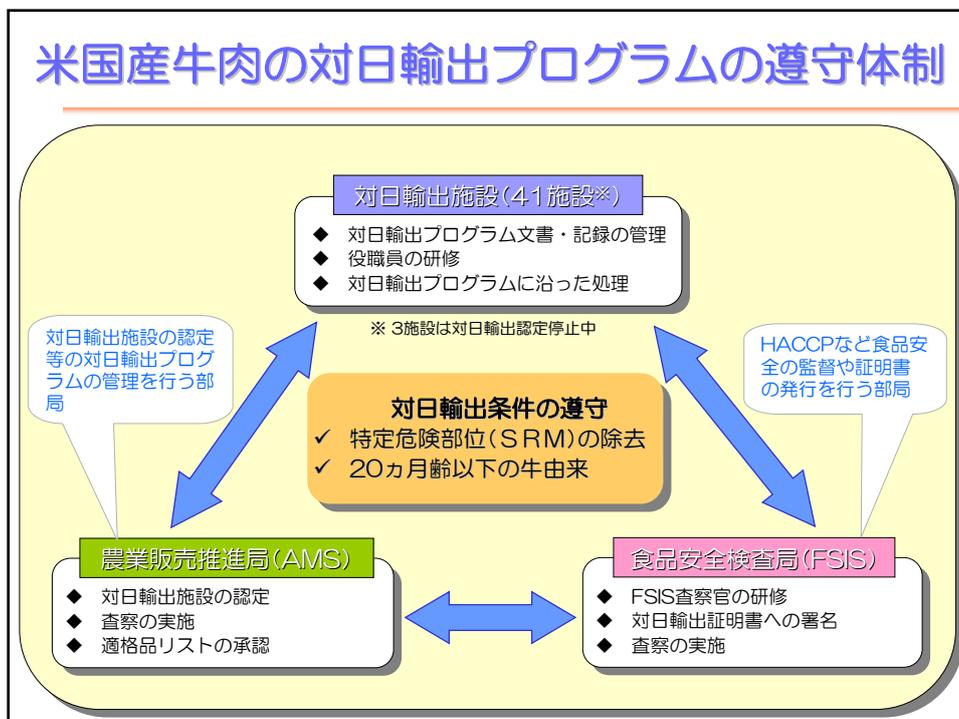
分類	平成17年度 (H17.4~H18.3)	平成18年度 (H18.6~H19.3)	平成19年度 (H19.4~H20.3)	平成20年度 (H20.4~H20.9)
残留農薬	4.8 (-)	44.7 (9.4倍)	23.2 (0.52倍)	31.0 (1.3倍)
残留動物用医薬品	4.5 (-)	23.2 (5.2倍)	15.4 (0.66倍)	12.7 (0.82倍)
合計	9.3 (-)	67.9 (7.3倍)	38.6 (0.56倍)	43.7 (1.1倍)

( ) : 前年度比

## 米国産牛肉等の対応経緯

年月日	対応等
H15. 12. 24	米国においてBSE感染牛確認、米国産牛肉等の輸入停止
H16. 10. 23	日米局長級会合 (共同プレス発表) <span style="float: right;">【対日輸出プログラムの主な内容】 ① 特定危険部位 (SRM) の除去 ② 20ヵ月齢以下の牛由来の牛肉等</span>
H17. 5. 24	食品安全委員会への評価依頼
H17. 12. 8	食品安全委員会からの答申
H17. 12. 12	米国産牛肉の輸入の再開
H18. 1. 20	米国産牛肉の輸入手続の停止
H18. 6. 20・21	日米局長級テレビ会合 (共同プレス発表) <span style="float: right;">【主な日本側の措置】 ① 対日出荷の再開前に全対日輸出施設の調査の実施 ② 米国農務省による坂打ち査察への同行 ③ 輸入業者の協力による全箱確認を含む日本の水陸での検査強化</span>
H18. 7. 27	全対日輸出施設の調査 (6. 24～7. 23) を踏まえ、米国産牛肉の輸入手続再開を決定 (輸入手続再開後6ヵ月間は検証期間として新規施設認定をしない。)
H18. 11. 26～12. 13	対日輸出施設の現地査察 (8施設 (うち2施設は米国側坂打ち査察への同行))
H19. 5. 20～5. 25	OIE総会 (米国のBSEステータス決定) (「管理されたリスクの国」と決定 → 月齢条件なしで輸出可能)
H19. 6. 13	対日輸出施設等の現地査察 (5. 13～28) の結果及び共同プレス発表 (対日輸出プログラムの遵守の検証期間の終了)
H19. 6. 27・28	日米間の技術的な会合 (第1回)
H19. 8. 2・3	日米間の技術的な会合 (第2回)
H20. 8. 26～8. 31	対日輸出認定施設等の現地査察 (10施設)
H20. 9. 19	対日輸出認定施設等の現地査察結果公表

## 米国産牛肉の対日輸出プログラムの遵守体制



## 米国産牛肉の混載事例の概要 ①

事案	事案の概要	原因及び改善措置
「胸腺」の混載 H18. 11. 8公表	スイト社グリーン工場から出荷された牛肉等（760箱、約11ト）に適格品リストに記載のない胸腺1箱が混載（当該品は、20か月齢以下の牛に由来するもの）	【原因】内蔵部門におけるスキャナーが正常に作動していなかったこと等 【改善措置】スキャン手順の修正（再プログラミング）、確認体制の強化等
「牛ばら肉」の混載 H19. 2. 16公表	タワ社レバノン工場から出荷された牛肉（471箱、約9.2ト）に対し輸出基準（20ヶ月齢以下と証明される牛由来）に違反する可能性のある牛肉2箱が混載	【原因】スキャン担当者がスキャナーのエラーメッセージを無視して非適合品を積載したこと等による人的エラー 【改善措置】スキャナーシステムの変更（異常時の自動停止）、確認体制の強化
「牛タン」の混載 H19. 4. 6公表	カギル社ドッグシティ工場から出荷された牛タン（250箱、約2ト）に日本向けでない牛タン4箱が混載	【原因】箱の蓋に予め対日輸出用ラベルを貼付し、そのうちの4つが日本向けでないものに使用された管理措置の不備 【改善措置】専用エリアでの日本向け製品の包装・箱詰め、予めの蓋へのラベル貼付の禁止等
「センマイ（第三層）」の混載 H19. 5. 18公表	カギル社フォートモータ工場から出荷された牛肝臓（2,889箱、約18ト）に衛生証明書に記載のない牛センマイ1箱が混載（当該品は、20か月齢以下の月齢証明牛由来である可能性が極めて高い）	【原因】箱の蓋に予め対日輸出用ラベルを貼付し、そのうちの4つが日本向けでないものに使用された管理措置の不備 【改善措置】専用エリアでの日本向け製品の包装・箱詰め、予めの蓋へのラベル貼付の禁止等
「牛すじ」の混載 H19. 10. 17公表	カギル社ドッグシティ工場から出荷された牛すじ（1,333箱、約9ト）に日本向けでない牛すじ225箱が混載	【原因】冷蔵保管倉庫において、集荷・積載の際に製品コードを検知・確認できなかった管理措置の不備 【改善措置】全箱のスキャンの実施、確認体制の強化等
「21ヶ月齢由来牛肉等」の混載 H20. 1. 12公表	スミフィールド社モーターシティ工場から出荷された牛肉等について、21か月齢に由来する牛肉等が混入（約1.3トと推定）	【原因】月齢算定のためのコンピュータのプログラムの不備（同社の他工場では問題ないことが確認されている） 【改善措置】再プログラムの実施、入力された月齢データの正確性の検証の実施等

## 米国産牛肉の混載事例の概要 ②

事案	事案の概要	原因及び改善措置
「牛もも肉」の混載 H20. 2. 29公表	スミフィールド社トルコ工場から出荷された牛肉（1,219箱、約21ト）に衛生証明書に記載のないもの（もも肉）25箱が混載	【原因】倉庫業者において、日本向け貨物を受け取る際に従業員によって正しい箱数が確認されていないこと 【改善措置】スミフィールド社トルコ工場は日本向け貨物と日本向けでない貨物を同じ車両では輸送しないこと、倉庫業者は、日本向け貨物をまとめる際箱数を正確に管理するよう従業員を再教育
「ショートロイン」の混載(せき住事案) H20. 4. 23公表	マヨカビル社カナリア工場から出荷された牛肉（700箱、約17ト）に衛生証明書に記載のないもの（ショートロイン骨付き）1箱が混載	【原因】箱が損傷したショートロインを再箱詰めした際に、「日本向け」ラベルが貼り付けられた箱を使用したという人的エラー 【改善措置】箱にあらかじめ「日本向け」ラベルを貼り付けることを禁止、日本向け製品は箱詰め後封印前に全ての箱の内容と表示の同一性を確認等
「ひき肉」の混載 H20. 8. 8公表	カギル社ドッグシティ工場から出荷されたチャックロール（298箱、約3.8ト）に衛生証明書に記載のないもの（ひき肉）1箱が混載	米側において原因究明等を実施中 当該施設からの輸入手続きを保留中
「胸腺」の混載 H20. 10. 29公表	スイト社グランドアイト工場から出荷された冷凍牛肉（1,033箱、約19ト）に衛生証明書に記載のない牛胸腺9箱が混載	米側において原因究明等を実施中 当該施設からの輸入手続きを保留中
「牛タン」の混載 H20. 12. 11公表	スミフィールド社グリーン工場から出荷された牛タン（633箱、約6ト）に日本向けでない牛タン2箱が混載	米側において原因究明等を実施中 当該施設からの輸入手続きを保留中